

初期パラメントに関する覚書

坂 東 行 和

まえがき

イギリス憲法を法の科学として研究していると、度々イギリス憲法固有の史的継続性の問題に踏み迷う。本来「参政権」ないし主権につき考察する研究計画だったのが、いつしか市民革命期にまで遡っている。市民革命期を浮彫りにするには、その前後をもある程度踏まえなくてはならない。周知の通り、近代イギリス憲法の内容をなす多くは、中世のそれとの関係で論じられる。そこで私は、中世憲法史のこれまでの内外研究の諸成果から「政治参加」に関する部分をぬき出して整理しておこうと考え、この覚書を作成したのである。

今回は「庶民院」成立前までにとどまった。

1 初期“Parliament”概念

Parliament (*parliamentum*) なる語が文書に記された最初は、ヘンリ2世期(1154—89)とされるが、その議事録⁽¹⁾における公式使用は、1275年以降であったらしい。R. Treharne は、1258年以前にこの語は、アール・バロン・高位聖職者が政治問題を共に論議する職務(*occasions*)⁽²⁾をさして使われていた、と指摘しつつ、J.G. Edwards と同じく、かかる概念が Provisions of Oxford (1258) に盛り込まれている、としている⁽³⁾。さらに E. Miller によれば、その言葉の使用は厳密でなく、術語的でもなく、“*occasions*” という意味にだけでなく、会期(*sessions*)⁽⁴⁾の意にも適用された。他方、Pollard によると、*parliament* なる語は、ヘンリ3世期(1216—72)までは、*parley* と同義だった。13世紀末 Fleta が *consilium* の単数形に対して *parliamenta* と、複数形を用いているのは、前者の常設性と後者の不連続性を示している⁽⁵⁾。後者では、他の *courts* で解決し得ない重要問題を *parler* するために直封者がそ

のつど召集されたものであろう。1280年のエドワード1世の指令 (*directive*) によれば、国王の仁慈に関する若干の請願は *council* の下で、他は *parliament* の下で処理されたらしい。⁽⁶⁾ F. M. Powicke は、当時その言葉は '*term of art* ではなかったし、*parliament* の起源に伴う曖昧性は「総てのもの起源に伴う曖昧性」即ち、意識的な定義に結合しない便利さである、⁽⁷⁾ としている。

2 13世紀“Parliament”の史的地位

“Montfort's Parliament”を以て今日の議会の嚆矢となす見方には、従来異論が多い。

G. M. Adams は、モンフォール期を変革開始の前提としつつも、そのことが「代表の観念・代表の機構の確立を意味しない」として、都市代表が当期従来の制度へ編入されたにせよ、そのことは将来の制度の方式や性格を決定づけなかつた、と述べている。⁽⁸⁾ E. Miller も、モンフォールが Parliament に騎士とバージェスとを共に召集したことは「憲法の将来の形態の予見、民主的な直覚力」に帰され得ない、と述べ、ただ「騎士とバージェスが……同一性と能力をもつ潜在的に政治的な階級であるという暗黙裡の認識」の存在は、これを認めている。⁽⁹⁾ S. B. Chrimes も、その会合は当時の通例に従い“Parliament”と呼ばれたが、それは「Parliament の始まりでも、地方共同体の中央への派遣の始まりでもなかつた」と述べている。⁽¹⁰⁾ Taswell-Langmead も同様の見解であり、⁽¹¹⁾ それが党派的な集會にすぎなかつたという見方は現在の通説である。しかしこれを政治参加という局面から見ると、参加主体の底辺を拡大せしめたのは事実であり、この点を A. L. Morton は“A People's History”の立場から強調している。即ちモンフォール・パラメントは「それに先立つ何十年かの発展の線に沿うもの」で「それ自体変化しつつある……階級構造の結果で」もある。「リュイスの戦(1264)の後……運動は結果として真に人民的な性格をとり始めた。……彼らの殆どは中産階級及びその下層の出身で、中世を通じて著しく急進的な気質」であったと。⁽¹²⁾ 従来の制度史的な視座に加えて、Morton の試みた方法を憲法史に採り入れるのは、今後の課題となるであろう。

では次に、当期の Parliament と従来の諸制度との関連性に関する諸説を概観してみたい。

周知の通り、W. Stubbs は、イギリス統治機構の展開を讚美的に回顧し、議会史の渊源をゲルマン民会 Folkmoot にまで遡って求める試みをなしたが、⁽¹³⁾ F. W. Maitland を継いでスタブズ説を多くの点で批判した Pollard も、モンフォールやエドワード1世(1272—1307)は「無から新制度を呼び出したのではなく、*curia regis* の古株の上に新芽を接木したのみ」と述べているし、⁽¹⁴⁾ クライムズも、そうした行政機関が「宮廷から発達させられて行くあの注目すべき過程は、ノルマン征服のずっと前に始まっていた」ことを認めている。⁽¹⁵⁾

議会の起源に関する討論の契機は Maitland の “*Memoranda de Parlamento* (1893)”⁽¹⁶⁾ であった。この1305年の議会記録の註釈は度々仮説的で、問題説明も浅く、以後の討論に直接インパクトを与えたものではなかった、と H. M. Cam⁽¹⁷⁾ によって評されているが、McIlwain や Pollard は、この編著を批判検討するところから出発した。⁽¹⁸⁾ Maitland は、臣民による諸請願、council による司法的業務に着目し、council を「parliament の核心」としている。この仮説は、議会の起源の *radical* な再認識の起点となった。H. G. Richardson と G. O. Sayles は、Maitland の示唆を拡大し、13世紀までの parliament での council の司法的活動をあとづけている。注目すべきは、Maitland が1305年のそれを、制度というよりも “*an occasion*” とみなしたのに対し、2人は、司法を扱う council の正規の諸会期^{セッションズ}は既に1258年には行政的な通常業務となっていて、それが諸々の *parliament* の精髓である以上、*parliament* は既に公式化された制度だった、⁽¹⁹⁾ としている。

M. V. Clark は、13世紀末葉の parliament が、代表と同意に基く身分制議会であるとしながらも、「他の *courts* で公文書保管の伝統が既に確立されていたその時期に」*parliament* の記録は、不連続の、痙攣性の、即席の、中心なしに成長するものであった、⁽²⁰⁾ と述べている。

3 “Parliament” 以前の統治機構

(1) 以上の如き種々の論点を理解する上でも、さらに遡って、統治機構の発達を概観しておく必要はあろう。私たちはそこ²¹でも、政治参加と立法との不結合、立法機関そのものの不存在を見、それにもかかわらず政治参加そのものの祖形の存在を認めることができる。

中世初期そこには、立法の観念すら存在しなかったようである。国王は法の源泉ではなく、法の起源は古来の慣習と共同体精神との中に存在する *folk-right* であり、法廷も国王の裁判所ではなく、民会 *folk moot* であって、国王もまた法の下にあったのである。⁽²¹⁾ 民会での法の宣明は、判決者 *doomsmen* たる近隣の自由民たちで、⁽²²⁾ かかるアングロ・サクソン法の底には、ゲルマン的 *folkrigt*=自由民^{ライト}の権利⁽²³⁾という観念があった。17世紀に議会勢力が自己の権利の由来を超記憶的な時代以来の生得権に求めたその根拠が、ここにある。しかし当期の民会は、代議制でなく、共同体的規制が強い啓蒙の場であって、自由な個人を基礎とする近代代議制に基く審議機関とは趣きが異なる。ただ、近藤教授も指摘される通り、その民会的訓練が「民主主義的雰囲気⁽²⁴⁾の発生・発展を助長させ」たようである。この限りでは、イギリス人民の政治参加の母胎を、民会に見出し得よう。この民会に参加した自由民は、後の適法の者 *lawful man* の原形であるが、アングロ・サクソン後期にはその多くが農奴の状態で、これはノルマン征服後も継続した。「しかし」と Chrimes は言う。「農奴制の発展も、自由民の権利・義務という観念、……適法の者という観念を破壊することはなく、「やがてこの階級の代表者は……*the king's council in parliament* の召集に応じることとなり、「適法の者は信ずるに価するという考え方は……ゲルマン古来の慣習法の精髓でもあった」と。⁽²⁶⁾

(2) 他方、七王国時代(6—7 c.)民会での判決は賢人 *witan* と呼ばれる長老に帰すること多くなり、共同体の法的叡知を代表する機関として賢人会 *Witena-gemot* が現われた。これは各王国に存在し、9—11世紀、統一国家へ継承された。Jolliffe によると、国王と賢人たちは共に慣習の適用者にすぎず、対立すべき理由はなかった。⁽²⁶⁾ 「これら 初期的集會に、君主制・貴族制・民主制とい

う政体を押し付けるべきでない」と彼は言うが、Taswell-Langmead は「賢人会は貴族制的な機関だった」と述べている。⁽²⁷⁾

さて、各地方の集会では、自由民は出席権をもち、*shiremoot* (のち *county court*) で投票権をもって、さらに全国的集会への出席権も認められていたらしいが、国家統一(9世紀末)後は、通説はこれを不可能だとしている。⁽²⁸⁾ イネ(688—725)の法典の前文には「総ての *ealdormonn* とわが人民の賢人たち、それに神の下僕たちの一大集会と共に」⁽²⁹⁾ 真実の法が確立され云々、とあるが、ここからは自由民の参政程度は不明である。

Stubbs は、賢人会と民会とは並立し、国家統一過程で賢人会はウエセックスで一本化された、⁽³⁰⁾ としている。小王国はその過程で州となり、従って民会 *folk moot* は州会 *shiremoot* となって、アングロ・サクソン時代を通じて政治の中心が州会であったことについては、⁽³¹⁾ 異論が少い。

(3) さて統治機構の continuity と catastrophe を廻る論争は、市民革命期のほかノルマン征服に関しても見落すことができないであろう。⁽³²⁾

Stubbs や E. A. Freeman は、自由の意識や政治制度につき、アングロ・サクソンの伝統を重んじる。⁽³³⁾ 他方、J. H. Round は、軍役土地保有制の征服後導入を主張し、Maitland の批判を受けつつも、Jolliffe 等の支持を受けて通説の座を獲得したが、60年代後半に軍役土地保有がノルマン貴族社会固有の制度であったか否かが、⁽³⁴⁾ 新たに問われ始めた。とまれ、憲法史の分野では、Stubbs, Freeman に対して Pollard, Jolliffe 等が、ノルマン征服の影響を重視する。Pollard は「イングランド国王を 征服後 *post conquestum* から歴代として数えるのは単なる方便ではない」その国民性の源流は超記憶的に古いが、その state と nation は、ノルマンとアンジューの統治者による枠組みに基いて形成された。このことは、「*vote, franchise, suffrage*……は皆、外来語である」⁽³⁵⁾ ことからわかる、と述べている。

Adams は、中央政治において、サクソン人に対する国王権力のヨリ強大なものとの交替、及び政治的封建制の導入という2つの変化に注目しつつも、地方制度におけるアングロ・サクソンの要素の残存を指摘している。⁽³⁶⁾ この意味で

は、クライムズが、近隣適法の者の宣誓ある証言=*verdict* が、司法だけでなく行政面でも重要性をもつ時代が到来した、と述べているのも肯定し得よう。⁽³⁷⁾

(4) 中央ではノルマンの集権制・フランク的軍役土地保有制を伴った独自の封建制が成立し、⁽³⁸⁾直封者 *tenant in chief* のほかに間接受封者 *subtenant* も、国王に直接臣従を誓約せしめられ、特に直封者は *curia regis* への出席義務を課せられたのである。当時、立法・行政は、*curia regis* における広義の「裁判」に含まれていて、のちここから立法・行政の機能が分化して行く。⁽³⁹⁾この *curia* は、機能的には賢人会と同様であるが、実質は封建家臣会議・ノルマンの *curia ducis* の系であり、⁽⁴⁰⁾Taswell-Langmead の指摘するように、その出席資格は「賢明」ではなく「保有」、長老ではなくバロンであり、国王の家臣の *court* であった。⁽⁴¹⁾Jolliffe も「政府は官僚的というより貴族的で、バロン待遇のシェリフとバロンとが、国王の *capital* の枢要だった」と述べている。⁽⁴²⁾

Pollard によると、*curia regis* は、固定した開催地、明確な機能、精緻な組織、不可欠の成員をもたず「国王の公式の坐所又はそう見なされている所なら、どこにでもある」ものであった。「中世の書記官は……『枢密院における国王』を表わすのに“*rex in concilio*”とは言わず“*curia regis in concilio*”と言ったであろう。*curia regis* は、我々が^{クラウン}国王と呼ぶものに相当するラテン語である」「……ヘンリ2世がそれを裁判所にする前には、それはどんな記録をも残さなかったので、初期 *curia regis* の明確な機構の調査は無駄である」と、Pollard は述べている。⁽⁴³⁾従って、判明する輪郭は不鮮明だが、出席者は原則として、直封者全員、「偉大な人々の総て、即ち大主教、主教、修道院長、アール、セイン *thegns*、騎士」などであって、出席は義務であり、度々罰則によって強制されたい。⁽⁴⁴⁾それは国王の諮問・協賛機関ではあったが、賢人会なみの独自の機能（事後協賛的な国王選出、法律修正、同意の僅かな例、*aid* 課税の諮問など）を有し、概して司法的形態において、行政一般を処理していた、と解してよかろう。⁽⁴⁵⁾そして、これはやがて、直封者の集会=大会議 *Magna curia* と、国王側近の高官（宮中・府中の別はない）の常設諮問機関=小会議 *Lesser Curia* とに区別されるに至る。⁽⁴⁶⁾小会議は、大会議のいわ

ばインナー・サークルとして⁽⁴⁷⁾、自ら *King's Council* となり (13c.), また種々のコモン・ロー裁判所が派生して行くことは周知の通りである。⁽⁴⁸⁾

(5) 一方、大会議は *commune consilium* として存続した。⁽⁴⁹⁾ マグナ・カルタ 14 条には「……*aid* 又は *scutage* 賦課に関し王国の *commune consilium* を催すには、国王は個別に勅状によって大主教、主教、修道院長、アール及び大バロンを召集せしむ。更に国王のシェリフとベイリフを通し、主に、国王が封ずる他の総ての人々を特定日に……特定場所に、一般的に召集せしむ。……たとえ被召集者の総てが来なくとも、議事は指定日に出席者の助言 *counsel* に従って進行すべしと規定されていて、⁽⁵⁰⁾ここから *commune consilium* が、国王の *letters of summons* によって召集される非常設的な直封者全体の集会であったことがわかる。しかし、機能上は小会議と同じ封建諮問会議であって、⁽⁵¹⁾両者は単に出席者の範囲の量的大小の相異にすぎな」かった。しかし、後にこの大会議=*commune consilium* が、*Magnum Concilium* の名の下に、後世の貴族院の原形となり、⁽⁵²⁾さらに庶民院が付加されて、今日の議会にまで発展するための土台となることに注意しておかなくてはならない。

Magnum Concilium も *Council* も、実態や記録に曖昧な点が多いが、⁽⁵³⁾エドワード 1 世治世末 (13c. 末) には、後者の半数近くは非バロン (官僚・裁判官) となり、前者又は両者のある部分が、*parliamentum* と称され、前者自ら⁽⁵⁴⁾その中へ埋没して行ったらしい。この語の公式使用がこの頃に始まったことについては、すでに 1 で述べた。

4 13世紀 “Parliament” の性格

(1) Maitland と同様、初期 *parliament* の司法的機能を重視した Jolliffe はとりわけ、国王の *council* ないしは *parliament* における法的管轄権 *jurisdiction* に着目した。⁽⁵⁵⁾ ヘンリ 3 世、エドワード 1 世治下、請願に基く困難な諸事件が、毎年 2・3 回の特定の “*occasions*” に付託された。ヘンリ 3 世は 1243 年、*council* 又は *king's courts* による判決に負えない困難な業務に関して、⁽⁵⁶⁾全王国の *counsel* の召集を要求している。*Parliament* なる語の、当時の曖昧

さについては前述したが(1参照), こうした集会を今日の議会の制度的な原型と見ることも, なお検討を要する課題であろう。エドワード1世は, 自分の娘の結婚につきバロンたちを召集したが, E. Miller は「かかる実際の考察は, 初期 *parliament* の最も確かな説明」であり, 「エドワード1世治世において⁽⁵⁷⁾ さえ, 議会の制度的発展を誇張することは避けた方がよい」と指摘している。

他方, 貨幣経済の発達により従来の封建的奉仕と直轄領収入とだけでは国王財政を賄えなくなると, *aid*, *scutage*, *danegeld* (～1163), *hidaga* (1194～), *Saladin tithe* (1188～) 等が強化・創設され, さらにリチャード1世, ジョンの治世の外征は, 財政を一層悪化させた。ジョンの封建主君の権利を越えた *aid* や *scutage* の徴収は, バロン層をして大憲章を獲得せしめたが, 他の階層もバロンを支持して何がしかの権利保障を得たこと, 大憲章の表面的字句が17世紀に至って近代の意味づけをなされたこと, 周知の通りである。

Adams は, 大憲章第14条(前出3(5)参照)の *consilium* は *common concil* の意でなく, *common counsel*=大会議の意であるとし, 大バロンは個別に, バロンはシェリフを通して, 軍役奉仕と同じ方法で召集された, と指摘した後「通常範囲を逸脱する御用金は支払者の同意を必要とする原理」が主張されたことを認めている。しかし「近代的な立法・予算審議の機能や代表の観念は認められず, バロンの「目的は新しい *right* の確立ではなく, 国王を古い法に拘束することだった」と彼は述べている。⁽⁵⁸⁾ しかしバロン層の意図とは裏腹に, 封建体制は政治的・財政的にも変質し始めており,⁽⁵⁹⁾ その結果, 国王による非封建財源=国民課税の企図は, ジョンの「十三分の一税」(1207)を初めとして活発さを増し, ここに大憲章12条が「代表なければ課税なし」という近代的原则へ変質させられる契機が皮肉にも生じたのである。

エドワード1世の課税額の総計は, かつて見られなかった程の多額だったが, その殆どは *parliament* の同意によって得られた。こうして彼の議事手続は急速に慣習として固まって行った。1297年7月の課税は, 側近の同意のみしか得られなかったので, 違法であると判示されたという。その秋国王は, 直接・間接税は「全王国の一般的同意なしに」将来課されることはない, と述べた。⁽⁶¹⁾

こうしてヘンリ3世期の13世紀半以来の『High Court of Parliament ではない方のも一つの parliament』は、次第にその機能の輪郭を現わして来る。エドワードの立法の総てが“parliament 制定法”であったわけではない一方で、その治世中、多くの立法の先例を持たない集積が、ウェストミンスター第1法(1275)と同様に「council 及び」高位聖職者・貴族の、そして「この国の community の同意によって」制定された。ただ司法と行政とが日常的業務だったのに対し、課税問題と立法とは例外的だったのである。しかし制定法の問題も、戦争と講和、スコットランド・ガスコーニュ・ウェールズ・ローマ・十字軍等々の問題と同様に「友好的かつ辛辣に」なされたようである。⁽⁶²⁾

こうした parliament の業務の多様性に依じて、その成員も多様であったことは頷ける。幾つかの行政的な職務 (*occasions*) としての parliament に出席したのは、官吏であり、外交問題等については、高僧・高官が多くの比率を占めたに違いない。そして parliament は、国王の行政に対し、一般的支持の動員と不満の緩和について、国王に同意を与える手段にすぎない「君主政の落とし子」⁽⁶³⁾ だった。

しかし国王が、支持・黙認を欲する以上、バロン層は国王に *community* の希望を受容させるための圧力を与えることができた。1297年～1301年の間に、バロン層は、将来の議会闘争の徴候を示している。⁽⁶⁴⁾

(2) 初期 parliament に関するも一つの大きな問題は、代表制の始まりに関する問題である。

エドワード1世の第1議会召集令状は「聖諸王侯 (*sacred princes*) の叡知によって確立された最も公正なる法が『総ての者に関する事項は総ての者によって同意されること』と勧め、命じていると同様、共通の危険は明らかに共通の手段によって対処されるべきである」と宣明した(1275)。L. Riess は、教会勢力下の大法官府がお世辞と外国思想とで飾り立てた高僧宛ての、かかる令状から「庶民院創出の動機」を見出すのは無理であり、また当期の選挙された代表の機関の創出は、けっして反逆者の要求ではなかった、と述べている。⁽⁶⁵⁾ さらに1295年の令状は、騎士とバージェスとは「自己の為に完全で十分な力をも

って」州又はバラという自己の *community* の為に「*common counsel* が規定する総ての事項をなす為に」*parliament* に来るべきことを命じた。これは1290年の令状の踏襲である。こうした事実に関する最近の調査によって、代表者は *community* の全権を託され召集を受けた、とする J. G. Edwards 説が、⁽⁶⁶⁾ 見なおされた。こうした全権受任者の召集の目的は、財政上のものであった。1254年、州単位の代表選出制の基礎が固まり、各州人の騎士の召集が強制され⁽⁶⁷⁾ た。ただし Pasquet は、1225, 1232, 1237年には既に同様だった、と述べて⁽⁶⁸⁾ いる。1258～86年にかけて *parliament* の開会数は50回、うち代表を召集した⁽⁶⁹⁾ のは6回だった。

1272年、選挙の自由を妨げることを禁じる制定法が成立したが、1272年から1307年までの開会数と各層召集回数、E. Miller によると、ここに掲げた表

| 時 期 | 開会数 | 召集された <i>occasion</i> の数 | | |
|---------|-----|--------------------------|------|-------|
| 1272—89 | 19 | 騎士 4 | 市民 3 | 管区僧 0 |
| 1290—99 | 22 | “ 6 | “ 3 | “ 2 |
| 1300—07 | 8 | “ 6 | “ 6 | “ 4 |

の通りである。⁽⁷⁰⁾ この表から、当時の *parliament* の規模と態様がわかるし、「代表召集が必ずしも開催と一致しない「実験期」であることが判る。

1265年のモンフォールの術策も、代表制につき直接効果ある先例を殆ど生まなかった。1283年エドワード1世が David of Wales の不行跡を「討論」すべく、騎士と若干のバージェスを召集したが、⁽⁷¹⁾ その治世末期に度々『課税とは無関係の代表召集』が見られた。スコットランド問題、*public order* の問題、地方への行政負担増加などがその理由であろう。平和であれば、*sheriff*, *jurors*, *coroners*, *keeper of the peace*, *mayors*, *bailiffs* 等の協力は不可欠であるし、戦時となれば、地方の軍隊掌握者は、納税者・徴税者として以上に国王の助けとなる。従って国王は、これら伝統的政治階級の *common assent*, 少なくとも暗黙裡の同意の確保を、*common counsel* の場合と同様に必要とするに至ったのである。⁽⁷²⁾

(3) 「庶民」the commons は階級代表でなく地方行政単位の代表で、その地方社会はむしろ「諸権利の運び手でなく、諸義務の運び手」であった。⁽⁷³⁾ 彼らの役割は限定されていて、国王のなすべきものを、国王がなし得るようにすることであった。L. Riess は「彼らは、たぶん、自らがもたらした請願に対する回答を、請願者に伝えることに従事した」と言っているが、⁽⁷⁵⁾ B. Wilkinson はこれを強く否定し「国王はけっして彼らを、特に彼らの請願を聴く為に、召集しなかった。この目的の為に君主に接近することは臣民の仕事であって、臣民を召集することが君主の仕事ではなかった」と述べている。⁽⁷⁶⁾ 確かに、彼らは義務を担った「時々、つかのまの訪問者」であった。⁽⁷⁷⁾ その上、多くは徴税官を兼任していた。また近代国家では、税法は成文化され、予算に対する議会の同意は毎年求められるが、中世では、彼らは歳入の承認に関与するにすぎず、一度承認された税は常に再び認められねばならなかったし、⁽⁷⁸⁾ その承認権も形式的な面が強かった。⁽⁷⁹⁾ 開会の時期・場所は、国王の恣意により、ただ代表選挙と集会地への旅行の為に、少くとも40日間が与えられる習慣があったにすぎない。選挙は開会の度に行われ、特殊な事由による中断の後に限って、前任者を再召集することもあったようである。⁽⁸⁰⁾

選挙権は、Stubbs によれば、理論上総ての制限を拒絶されていた。彼は1376年の「庶民院」の請願に対するエドワード3世の回答(「州騎士は全州の一般的同意に基き選任されるべし」という意味のもの)⁽⁸¹⁾を根拠にしたわけだが、1406年の『選挙証書に選挙人が捺印・封印をする』という事実上の制限、さらに1430年の有名な『40シリング・自由土地保有者のみ選挙権をもつ』という選挙法が成立するまでは、Riess のいうように「選挙権の制限がまだ立法又は法理論上、定義の対象となっていなかった、と断言することで満足」⁽⁸²⁾しておくほかない。そして、こうした選挙は、シェリフによる干渉と対抗しつつ、カウンティ・コートにおける正規の集会として、施行された。Riess は“*in proximo comitatu tuo*”という語句を根拠に、1226年の選挙令状が既に選挙のカウンティ・コート開催を明言している、と述べている。⁽⁸³⁾

以上のような性格、発展性と限界とを内包しつつ、Maitland が1893年に編

集し分析を試みた議会記録——今世紀の議会史研究の契機をなした——の対象たる1305年2月28日のウェストミンスターのパリメントが私たちの前に立ち現われるのである。

註

- (1) A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, 1920, p. 32.
- (2) *Ibid.*, pp. 33, 47—8.
- (3) R. F. Treharne, “The Nature of Parliament in the Reign of Henry III,” Fryde & Miller, ed., *Historical Studies of the English Parliament*, vol. 1, pp. 70ff.
- (4) Fryde & Miller, ed., *ibid.*, p. 4.
- (5) Pollard, *op. cit.*, p. 32. なお Fleta については、末延他編『英米法辞典』、有斐閣、185頁参照。
- (6) J. G. Edwards, “‘Justice’ in Early English Parliaments,” Fryde & Miller, ed., *op. cit.*, pp. 284—5
- (7) Fryde & Miller, ed., *ibid.*, p. 4.
- (8) G. B. Adams, *Constitutional History of England*, 1921, pp. 177—8, 180.
- (9) Fryde & Miller, ed., *op. cit.*, p. 8.
- (10) S. B. Chrimes, *English Constitutional History*, 1948. 川北・小松・杉原訳『イギリス憲法史』, 1965, 126頁。
- (11) Taswell-Langmead, *English Constitutional History from the Teutonic Conquest to the Present Time*, 11th ed. by T. F. T. Plucknett, 1960, p. 133.
- (12) A. L. Morton, *A People's History of England*, 1968. 鈴木・荒川・浜林訳『イングランド人民の歴史』, 1971, 86頁。
- (13) W. Stubbs, *The Constitutional History of England*, Vol. 1, 1903, pp. 122—4. 近藤申一『イギリス議会政治史(上)』, 1970, 1, 16—8頁参照。
- (14) Pollard, *op. cit.*, p. 45.
- (15) Chrimes, *op. cit.* 前掲訳書, 91頁。
- (16) 長くいうと, “Records of the Parliament holden at Westminster on the 28th day of February in the 33rd year of the reign of Edward I, Roll Series, 1893.,” 小山貞夫訳『イギリスの初期議会』, 1969. は本書の序文主要部の訳書。
- (17) H. M. Cam, *Law-finders and Law-makers in Medieval England*, pp. 220—1; Cf. Fryde & Miller, ed., *op. cit.*, p. 1.
- (18) Pollard, *op. cit.* は事実上1915年に完成され、最終的校訂は第1次大戦後。

また見よ, C. H. McIlwain, *The High Court of Parliament and its Supremacy*, 1910.

- (19) Fryda & Miller, ed., *op. cit.*, pp. 1—2.
- (20) M. V. Clarke, *Medieval Representation and Consent*, 1936, pp. 213—4.
初期議会の記録の性格は, Cf. H. G. Richardson & G. O. Sayles, *B. I. H. R.* vi (1928—9), 132ff; T. F. Tout, *Place of the Reign of Edward II in English History*, p. 166.
- (21) Chrimes, *op. cit.* 前掲訳書, 86—7頁。
- (22) 田中和夫『英米法概説』, 1971, 59頁。
- (23) Chrimes, *ibid.* 上掲訳書, 87頁。
- (24) 近藤, 前掲書, 3頁。
- (25) Chrimes, *ibid.* 上掲訳書, 87—9頁。
- (26) J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England from the English Settlement to 1485*, 4th ed., 1951, pp. 25—6. なお Witenagemot の意義に関し, See, *ibid.*, n.
- (27) Taswell-Langmead, *op. cit.*, pp. 17—8. なおこの問題に関し, See J. M. Kemble, *The Saxons in England*, Vol. 2, 1849, pp. 239 *et seq.*; Freeman, *Norman Conquest*, Vol. 1, p. 107. を Taswell-Langmead はあげている。
- (28) Taswell-Langmead, *ibid.*; Jolliffe, *op. cit.*, p. 25.
- (29) Thorpe, ed., *Ancient Laws and Institutions of England*, 1840, pp. 45—65.
鈴木・浜林・篠原編訳『原典イギリス経済史増補版』, 1972, 8頁。
- (30) Stubbs, *op. cit.* pp. 122—4. 近藤, 前掲書, 16頁参照。
- (31) Stubbs, *ibid.*, p. 130; Pollard, *op. cit.*, pp. 4—6. 近藤, 上掲書, 17—8頁。
- (32) Cf. C. W. Hollister, ed., *The Impact of the Norman Conquest*, 1969, 'Introduction.' esp. p. 3.
- (33) Cf. E. A. Freeman, *The History of the Norman Conquest, Its Cause and Its Results*, 6 vols., 1867—1879; R. Gneist, *Englische Verfassungsgeschichte*, Berlin, 1882. もこの立場をとる。
- (34) C. W. Hollister, "The Knights of Peterborough and the Anglo-Norman Fyrd," *E. H. R.*, LXXXVII, 1962; *id.* *The Military Organization of Norman England*, 1965.
Hollister は, 軍役土地保有制にアングロ・サクソン期のフェルド制的軍制が採り入れられていた, とする。見よ, 青山吉信『『ノルマン=コンクエスト』の史的意義を繞る欧米学界の新動向』『史学雑誌』, 75—1, 2, 1966.
- (35) Pollard, *op. cit.*, pp. 5—6. 彼によれば, 憲法・憲法慣習用語で, アングロ・

サクソンに起源をもつものは、殆どない。 *court, council, parliament, judge, jury, inquest, verdict* 等も外来語である。なお *franchise, suffrage* という語の意義に関しては、拙稿「17世紀イギリス議会における市民的政治参加に関する憲法史的考察(1)」『成蹊論叢』13号, 1974, 107頁註(1)(2), 120—121頁補註, 118頁註を見られよ。

- (36) Adams, *op. cit.*, p.51. Cf. *id.*, *The Origin of the English Constitution*, p.3. n.
- (37) Chrimes, *op. cit.* 前掲訳書, 90—1頁。
尤も当時の階層比率は、農奴38, ソークマン8, 小屋住農32, 奴隷9に対して自由民は僅か4%であった。但し奴隷は人数, 他は世帯数だとすると, 上記の値も変わってくる。浜林他訳編, 前掲「原典」, 30—32頁, 32頁註。 Cf. Maitland, *Domesday Book and Beyond*, 1897, p.38; F. Seebohm, *The English Village Community*, 1926, pp.84—5.
- (38) 但し, 前記註64に注意せよ。
- (39) 高柳賢三『英米法の基礎・再版』, 昭和33年, 13—33頁参照。大野真弓編『イギリス史(新版)』, 昭和40年, 59頁。
- (40) 近藤, 前掲書, 22—3, 27頁。Jolliffe, *op. cit.*, p.177.
- (41) Taswell-Langmead, *op. cit.*, p.40.
- (42) Jolliffe, *ibid.*, pp.178—9.
- (43) Pollard, *op. cit.*, pp.25—6. リチャード1世第5年からヘンリ3世第56年までの“*rotuli curiae regis*”は未分化の王座・民訴両裁判所の記録集で, エドワード1世第1年(1272)からそれは, 各々の記録に分化した。*Ibid.*, n.1.
- (44) Jolliffe, *op. cit.*, p.176. なお thegns の語義に関しては, 末延他編, 前掲『英米法辞典』, 465頁。
- (45) 近藤, 前掲書, 28—9頁。Stubbs, *op. cit.*, pp.400, 403.
- (46) Taswell-Lanmead, *op. cit.*, p.95; Jolliffe, *op. cit.*, pp.179—80.
- (47) 高柳, 前掲書, 15頁。
- (48) 同上, 15—21頁。
- (49) 大憲章12条にも「軍役代納金又は御用金はわが王国の *commune consilium* によるほか, 課せられるべからず」とある。
- (50) 末延他編, 前掲「辞典」, 593—606頁所収の英訳によったが, 文脈上 *common counsel* は敢えて原文 *commune consilium* のままにしておいた。
- (51) Taswell-Langmead, *op. cit.*, p.111.
- (52) *Ibid.*, p.117.
- (53) イギリス中世の書記官はフランス語で考えラテン語で記したが, *concilium* (*council*) と *consilium* (*counsel*) に相当するフランス語は *conseil* しかない

ため、両者は混同されている。Pollard, *op. cit.*, p. 28, p. 28 n.1. *concilium* も *consilium* も12.3世紀の文書では同義説として使われた。Adams, *op. cit.*, p. 133.

- (54) Pollard, *op. cit.*, p. 30
- (55) Jolliffe, "Some Factors in the Beginings of Parliament," Fryde & Miller, ed., *op. cit.*, p. 31ff.
- (56) Fryde & Miller, ed., *ibid.*, pp. 2—3.
- (57) *Ibid.*, p. 5.
- (58) Adms, *op. cit.*, pp. 132—4.
- (59) A. L. Morton, *op. cit.* 鈴木他訳書, 78頁参照。近藤, 前掲書, 47—9頁。
Cf. Adms, *ibid.*, p. 147.
- (60) 近藤, 同上, 49頁。その後1225年には十五分の一税, 1232年には四十分の一税, 1237年には十三分の一税が, 同様のものとして課されている。See, Jolliffe, *op. cit.*, p. 309. なお課税額の査定と徴集は, 州の騎士 (*Justiciar* と称される) ・自由土地保有者・国王派遣の書記等より成る委員会及び州のシェリフに委ねられ, (本文4(2)末段参照) 州が課税上の単位となった。間接受封者の保有地, 聖貴族, 一部のアール, 御堂騎士団等の別基準が, 国王直領地を除いて概ね取り外されたのは1237年であり, この頃から州は自治体としての統一性を持ち始めたと言えよう。Cf. Jolliffe, *op. cit.*, p. 310.
- (61) Fryde & Miller, ed., *op. cit.*, p. 5.
- (62) *Ibid.*
- (63) *Ibid.*, p. p. 6. *cit.*, G. O. Sayles, *Medieval Foundations of England*, p. 449.
- (64) Fryde & Miller, ed., *ibid.*
- (65) Ludwig Riess, (K. L. Wood-Legh, *tr.*) *The History of the English Electoral Law in the Middle Ages*, 1940, pp. 1—2.
- (66) Fryde & Miller, ed., *op. cit.*, p. 7.
- (67) Jolliffe, *Const. History*, p. 311 ; See, Wilkinson, *Constitutional History of Medieval England*, 1216—1399, Vol. 3, pp. 302—3.
- (68) Pasquet, (R. G. D. Laffan *tr.*) *An Essay on the Origins of the House of Commons*, 1925, p. 32. 近藤, 前掲書, 52頁。
- (69) 堀米庸三『西洋中世世界の崩壊』, 昭和33年, 90頁。1290~1310年は24回, うち代表召集回数13。1311~1327年は開会回数19, 代表召集17。1327年以降になって初めて代表召集率は100%になった。

近藤, 前掲書, 80頁は, 「1265~95年までは(議会の)実験時代である」とする Marriott, *English Political Institutions*, 1925, pp. 176—7. の説を批判し

て、「代表召集の実験時代は、上記召集率100%になった14世紀初めまで続いた、
と言うべきであろうと述べて居られる。

(70) Fryde & Miller, *op. cit.*, p. 7.

(71) *Ibid.*, p. 8.

(72) *Ibid.*, p. 9.

(73) F. Poollock & F. W. Maitland, *History of English Law*, Vol. 1, p. 688.

(74) Fryde & Miller, *ibid.*, p. 10.

(75) L. Riess, *op. cit.*, p. 7.

(76) B. Wilkinson, *Studies in the Constitutional History of the Thirteenth and Fourteenth Centuries*, p. 21; Riess, *ibid.*, n.

(77) Fryde & Miller, *op. cit.*, p. 10.

(78) L. Riess, *op. cit.*, p. 11.

(79) *Ibid.*, p. 16.

(80) *Ibid.*, pp. 17—8.

(81) *Ibid.*, p. 38; Stubbs, *op. cit.*, Vol. 2, pp. 227, 433, 618; Vol. 3, pp. 400, 407. なお請願の解釈をめぐる論争は, Riess, *ibid.*, n.

(82) Riess, *Ibid.*, p. 39.

(83) *Ibid.*, p. 40.

(84) Cf. H. G. Hanbury, *English Courts of Law*, 4th ed. by D. C. M. Yardley, 1967. 小堀憲助訳『改訂版イギリスの裁判所』, 1971, 85—6頁参照。ここには、立法が国王の主導権の下に行われていたことが Pasquest 説の紹介により指摘されている。